

1 計画策定の目的

- ・近年、全国でツキノワグマ（以下「クマ」という。）の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化
 - ・東京都内においても、分布域が拡大し東京都西部の森林域のほぼ全域で生息情報が確認されているほか、目撃数と人の生活圏付近への出没割合が増加しており、都民の安全を確保するために、クマと人の軋轢を解消する対策が必要
- 都民の安全・安心の確保を最優先とし、クマの生息実態の把握、問題個体への対応、人とクマとの軋轢の予防を目的として、人とクマの共存に向けた「第二種特定鳥獣管理計画」を策定

- 2 計画期間 令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 4 年 3 月 3 1 日
※終期は、上位計画の第 1 4 次東京都鳥獣保護管理事業計画の終了期間まで
※2029（令和11）年度に中間評価を実施し必要に応じて取組等を見直すほか、クマの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は必要に応じて改定等を行う

- 3 対象区域 島しょ部を除く東京都全域とする
特に、東京都八王子市、町田市、青梅市、あきる野市、西多摩郡奥多摩町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村を管理区域とする
ただし、クマの市街地出没の経路となりうる河川敷などの区域は上記に限らず管理区域とする
なお、計画期間中に新たな地域への出没が確認される場合には、関係自治体等と協議のうえ、必要に応じて管理区域を拡大する

- 4 管理の目標及び管理の方針
目標：人の生活圏へ侵入するクマの個体数を減少させるとともに、人身事故を0とする
方針：管理区域においてゾーニング管理を導入し、ゾーンごとに対策を実施する
また、本計画の期間は、今後管理の目的の達成を目指す上で必要な準備（①広域管理に向けた体制構築、②継続的な生息状況調査の実施、③捕獲者の確保）を進める
さらに、狩猟の限定的解禁をするとともに、捕獲数の目安を設定する

- 5 管理の体系
人とクマのすみ分けを図ることを目的に、以下の定義をもとに、地域の現状を踏まえて4つのゾーンに区分

施策	施策の主な具体例	ゾーニング	
		ゾーン区分	目的
出没対策	巡回・追い払い・緊急銃猟等	排除エリア	人身被害の発生防止等
防除対策	藪の刈り払い・電気柵の設置等	管理強化エリア	クマの定着・排除エリアへの侵入防止
		緩衝地帯	人間活動とクマの生息の両立
生息環境保全	広葉樹林の保全・生息状況調査等	コア生息地	クマにとって良好な生息環境を保全

問題個体の捕獲は、必要に応じ各ゾーンで実施

- 6 推定生息数
120-378頭（95%信頼区間、平均値235頭） （推定生息密度 0.24-0.75頭/km²（95%信頼区間、平均値0.47頭/km²）） ※R7の生息状況調査結果より算定

第 1 期東京都第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（案）

1. 計画の名称と考え方

(1) 名称

第 1 期東京都第二種ツキノワグマ管理計画

(2) 背景と目的

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus japonicas*) (以下「クマ」という。) は、本州及び四国に分布する食肉目クマ科に属する大型の陸生哺乳類である。出産間隔は 2 年から 3 年おきに 1 回で、堅果類の豊凶等により捕獲数が大きく年変動することが知られているため (中島 2017)、個体群の状況をモニタリングし科学的なデータに基づいて計画的及び順応的な保護管理を実施することが重要な種である。

本種は、複数の地域個体群に分かれており (環境省 2017)、環境省レッドリスト 2020 では 5 つの地域個体群が絶滅のおそれのある地域個体群 (LP) に指定されている (環境省 2020)。関東山地地域個体群に属する東京都 (以下「都」という。) のクマは、環境省レッドリストには掲載されていないものの、東京都レッドリスト (本土部) 2020 年見直し版において、南多摩地域で絶滅危惧Ⅱ類 (VU)、西多摩地域では準絶滅危惧 (NT) と評価されており (東京都環境局 2023)、保護の必要性が高い種として東京都は 2007 (平成 19) 年度に狩猟の自粛要請、2008 (平成 20) 年度から狩猟による捕獲禁止の措置がとられてきた。

一方、近年では四国地域を除いて全国的にクマの分布域が拡大するとともに (環境省自然環境局生物多様性センター 2019)、捕獲数が急激に増加している。全国のクマ類の捕獲数 (許可捕獲) は、2016 (平成 28) 年度以前は一部の年度を除いては 1,500 頭前後で推移していたが、2016 (平成 28) 年度以降はほぼ毎年 3,000 頭を超える個体が捕獲されており、2025 (令和 7) 年度では速報値で 14,622 頭が捕獲された (環境省 2026a)。また、年度による増減はあるものの、2021 (令和 3) 年度に 12,743 頭だった出没数が、2025 (令和 7) 年度には速報値で 50,801 頭まで増加し (環境省 2026b)、人身被害人数が 2025 (令和 7) 年度に 238 件 (うち 13 人が死亡) にのぼるなど (環境省 2026c)、全国的に人とクマ類の軋轢の増加が顕著となっている。これらの状況を踏まえ、多くの地域でこれまでの保護や個体群規模の維持を目標とした施策から、個体数の減少や分布域の縮小を含めた目標へと施策の転換が図られている。

都では、東京都生物多様性地域戦略において、「基本戦略Ⅰ生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ」に向けた「行動方針 3 人と野生動物との適切な関係の構築」の中で、「野生動物の保護管理及び人と野生動物との共存」を掲げ、野生動物の適切な保護・管理を進めてきた。また、第 13 次東京都鳥獣保護管理事業計画では、より具体的なクマの保護管理施策を示し、狩猟禁止による保護施策のほか、定期的な調査によりクマの生息状況や被害状況の把握に努めてきた。調査の結果、都におけるクマの分布域は拡大

が認められたほか、目撃情報の増加、人身被害の発生といった現状を踏まえると、都民の安全を確保するためには、クマと人の軋轢を解消する対策が必要と考えられた。

以上を踏まえ、都民の安全・安心の確保を最優先とした上で、関東山地地域個体群におけるクマの将来的な存続を担保し、生息実態の把握、問題個体への対応、人との軋轢の予防を目的として、人とクマのすみ分けに向けた「第二種特定鳥獣管理計画」を策定する。

2. 計画の根拠

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第七条の二第1項の規定に基づき、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定する。

3. 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ（*Ursus thibetanus japonicas*）

4. 計画の期間

2027（令和9）年4月1日～2032（令和14）年3月31日

※終期は、上位計画の第14次東京都鳥獣保護管理事業計画の終了期間までとする。

※2029（令和11）年度に中間評価を実施し必要に応じて取組等を見直すほか、クマの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は必要に応じて改定等を行う。

5. 計画の対象区域

島しょ部を除く東京都全域とする。

特に、東京都八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、西多摩郡奥多摩町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村を管理区域に設定する。ただし、クマの市街地出没の経路となりうる河川敷等などの区域は上記に限らず管理区域とする。なお、計画期間中に新たな地域への出没が確認される場合には、関係自治体等と協議のうえ、必要に応じて管理区域を拡大する。



図1 計画の対象区域及び管理区域

6. 東京都における現状

(1) 生息地の地理及び環境

東京都は本州のほぼ中央の関東平野に位置し、東京湾に臨む区部及び中・西部からなる多摩地域と、伊豆・小笠原の島しょ部からなり、全体面積は 2,200km²、本土部の面積は 1,766km²である。本土部における森林の大半は西部の山地とその東側の丘陵に分布しており、森林面積は全体面積の約 30%に相当する 528km²である。山地部は秩父山地の一角をなす雲取山(2,017m)を最高峰として 1,000m 級の急峻な山々が東に向かって徐々に標高を下げ、指状に突出する加治丘陵、狭山丘陵、草花丘陵、加住丘陵及び多摩丘陵に連なる。そして、西部山地を源とする多摩川とその支流の秋川及び浅川などが急峻な山肌を形成しながら東に流下する。植生は、冷温帯と暖温帯にまたがる地域にあり、人為が加えられたスギ、ヒノキの針葉樹人工林及びミズナラ、クヌギ、コナラ等の広葉樹林が主体で、一部にはシラビソ等の亜寒帯系の森林やカシ類等の暖帯系の常緑樹林も存在する。

(2) 生息状況

①分布

2012(平成24)年度以降のクマの生息情報(目撃、捕獲、痕跡、事故等)の確認地点は、東京都西部の森林域のほぼ全域を占めている。また、分布の外縁は、期間を経るごとに東側に広がる様子がみられた。

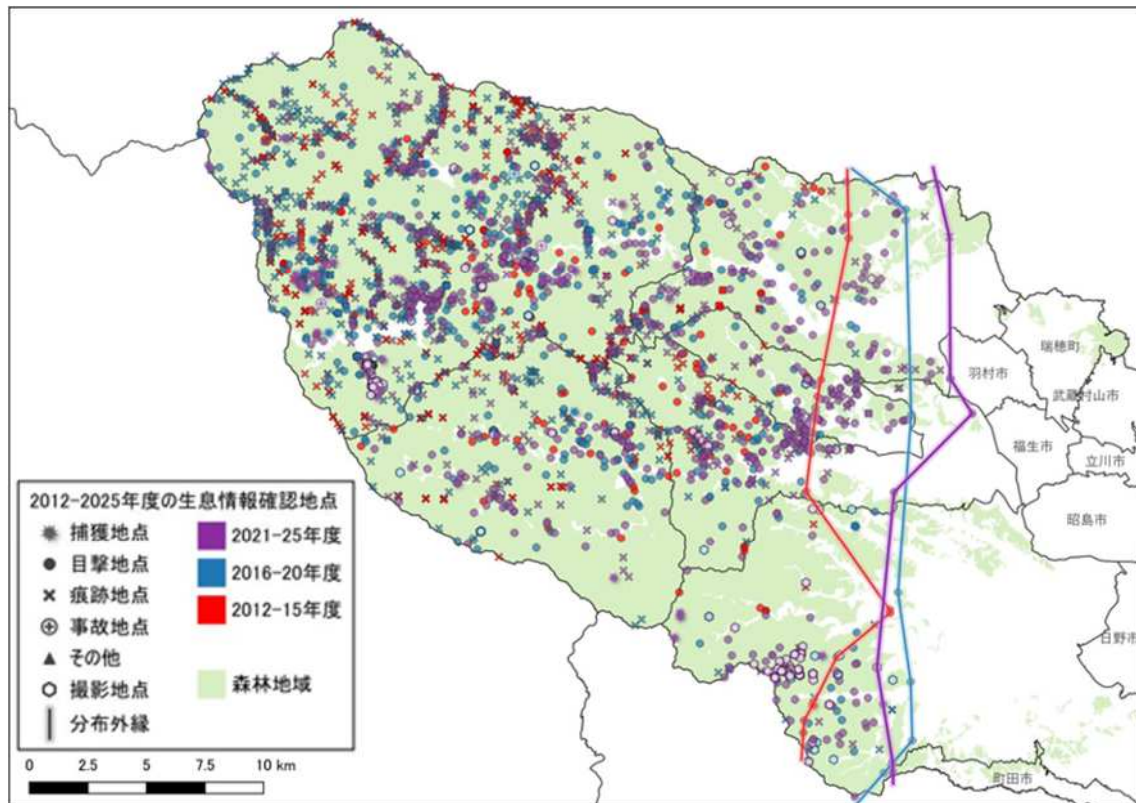


図2 期間別の生息情報の確認地点

②個体数

2025（令和 7）年度にヘアトラップ法により推定された都内に生息するクマの個体数は、120-378 頭（95%信頼区間、平均値 235 頭）、生息密度は 0.24-0.75 頭/km²（95%信頼区間、平均値 0.47 頭/km²）であった。なお、都に生息するクマが属する関東山地地域個体群の個体数水準は、最もランクが高い個体数水準 4 に該当する。

③レッドリスト

都内においてクマは東京都レッドリスト（本土部）2020 年見直し版にて、南多摩地域で絶滅危惧Ⅱ類（VU）、西多摩地域では準絶滅危惧（NT）と評価されている（東京都環境局 2023）。環境省レッドリストには掲載されていない。

（3）出没状況

目撃件数は、2021（令和 3）年度以降増加傾向がみられている。また、近年ではクマの目撃情報と痕跡情報の総数のうち、人の生活圏（市街地及び農地）と人の生活圏から 200m の範囲における割合が増加する傾向がみられている。

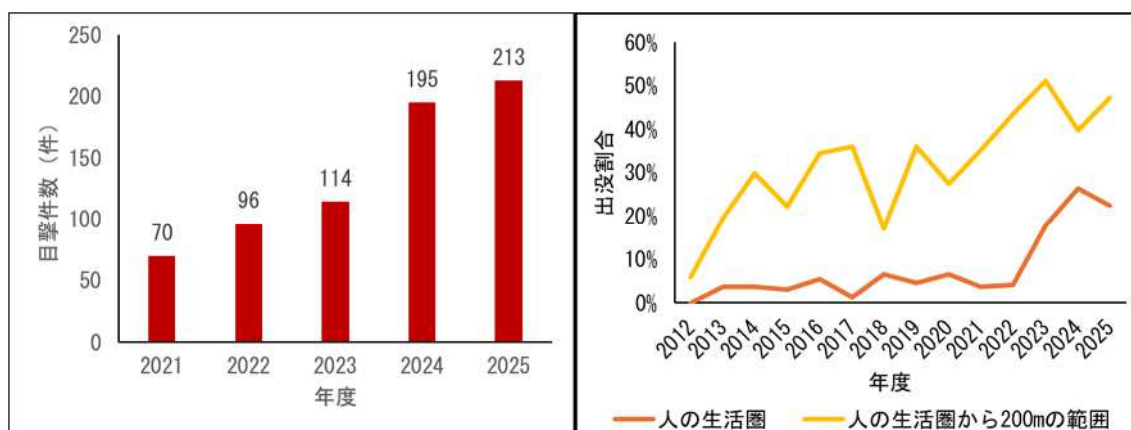


図3 年度別の目撃件数（左図）と人の生活圏内における出没割合（右図）

(4) 捕獲状況

捕獲数は 2008（平成 20）～2018（平成 30）年度までは 0 から数件で推移しており、近年の捕獲数は 10 件前後である。捕獲はすべて許可捕獲によるものである。



図 4 都におけるクマ捕獲数

狩猟免許所持件数の総数及び第一種銃猟免許所持件数の推移は増加傾向である。2024（令和 6）年度における狩猟免許所持件数のうち第一種銃猟免許所持件数が占める割合は、50% である。狩猟者登録数は、近年は毎年度 400 件前後で推移しているが、2024（令和 6）年度における狩猟免許所持件数に対する狩猟者登録数の割合は 5%程度であり、第一種銃猟に限定した場合は 3%程度に留まる。また、2021（令和 3）年度における狩猟免許所持者のうち 50 歳以上が占める割合は約 54%であり、特に大型獣の捕獲技術を持った捕獲従事者の減少が懸念される。

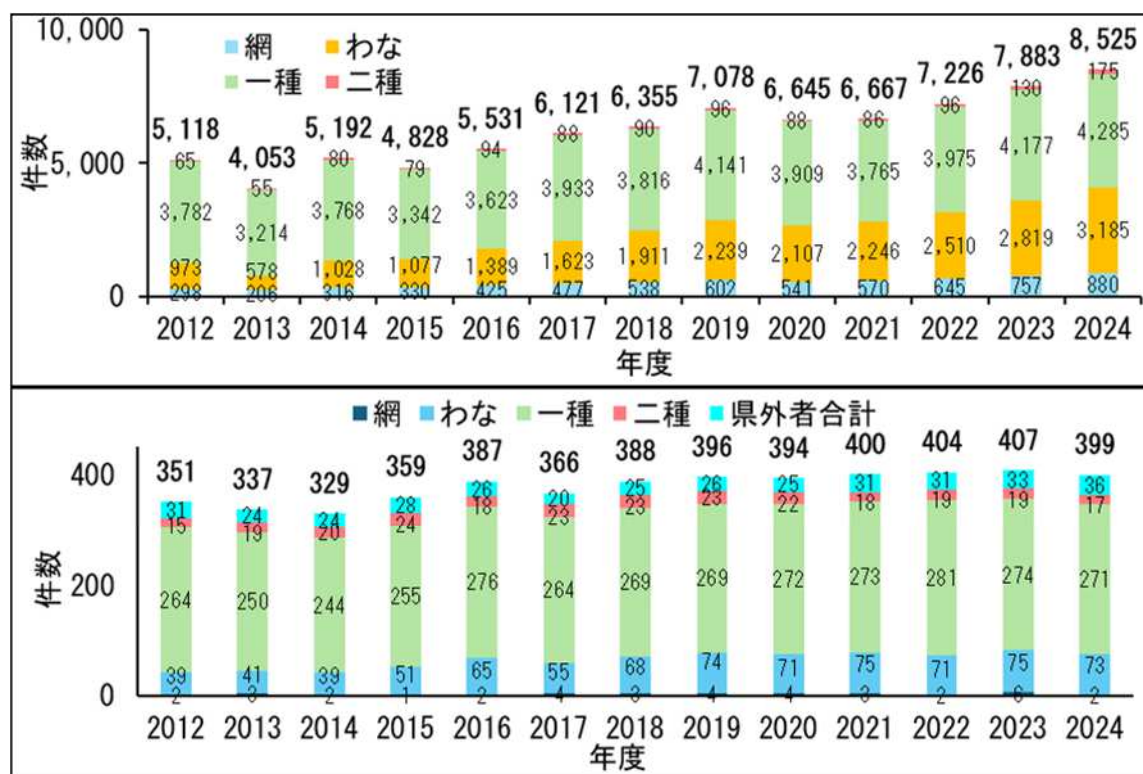


図 5 都における狩猟免許所持件数（上図）と狩猟者登録件数（下図）の推移

（５）被害状況

ア 人身被害

人身被害件数を図、人身被害の内容を表に示した。近年の人身被害は毎年度 0 から 2 件であり、市街地出没での被害は発生していない。また、これまでクマによる死亡事故は発生していない。

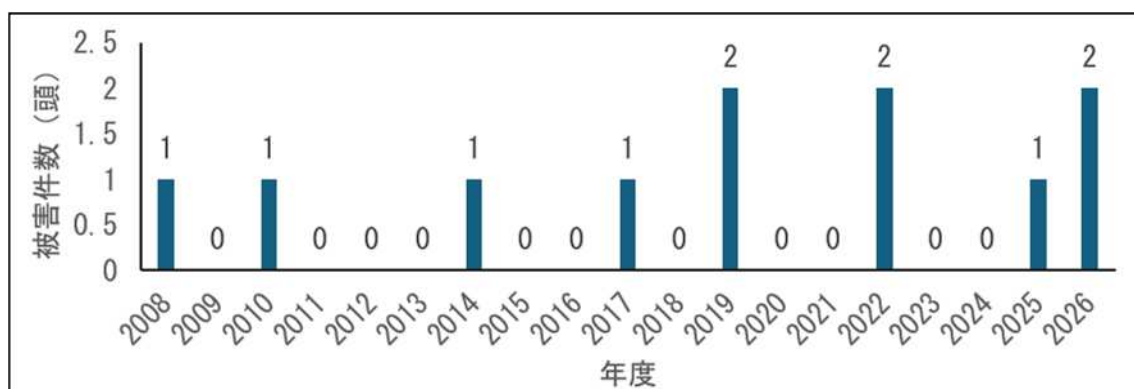


図 6 都におけるクマの人身被害件数

表 1 都で発生した人身被害の内容

No.	発生日	和暦	市町村	被害者・状況
1	2008-09-17	平成 20 年	奥多摩町	登山トレーニング中
2	2010-09-09	平成 22 年	奥多摩町	野生動物調査中
3	2014-09-28	平成 26 年	奥多摩町	登山中
4	2017-09-13	平成 29 年	奥多摩町	沢登り中
5	2019-08-18	令和元年	奥多摩町	山葵田作業中
6	2019-10-16	令和元年	奥多摩町	水道施設清掃中
7	2022-06-25	令和 4 年	奥多摩町	シカ管理捕獲従事中
8	2022-07-20	令和 4 年	奥多摩町	シカ管理捕獲従事中
9	2025-08-23	令和 7 年	奥多摩町	溪流釣り中
10	2026-05-17	令和 8 年	奥多摩町	登山中
11	2026-07-07	令和 8 年	檜原村	登山中

イ 農林水産業被害

東京都環境局（2025）及び東京都環境局（2026）が実施した聞き取り調査により、定量的なデータは集計されていないものの、養蜂等への農業被害、クマ剥ぎによる林業被害、管理釣り場における水産被害が報告されている。

ウ その他

東京都環境局（2026）が実施した聞き取り調査により、2025（令和 7）年度は他地域におけるクマの目撃や被害の増加により観光客の減少といった観光業への影響が発生している。

7. 現状の評価と課題

これまで都は、クマが保護の必要性が高い種として 2007（平成 19）年度に狩猟の自粛要請、2008（平成 20）年度より狩猟による捕獲禁止の措置を講じてきたことにより、現在、都内では 235 頭（2025 年度の推定個体数の平均値）が生息している。

一方、近年では、東京都西部の森林域のほぼ全域で生息情報が確認されているほか、目撃数と人の生活圏付近への出没割合が増加し、分布域の拡大とそれに伴う人の生活圏への出没が都における大きな課題である。

また、クマの生息状況が継続的に把握できていないことも課題である。加えて、捕獲を実施できる技術を持った狩猟者は限られ、今後の減少も懸念されることから、捕獲技術の継承を支援するとともに、捕獲の担い手を確保する必要がある。東京都において計画的な管理を今後進めるためには、ガバメントハンターや外部機関への事業委託も視野に入れた捕獲従事者の確保も課題である。

8. 管理の目標

（1）目標

「都民の安全・安心の確保を最優先とした上で、関東山地地域個体群におけるクマの将来的な存続を担保し、生息実態の把握、問題個体への対応、人との軋轢の予防」を管理の目的としたうえで、本計画では「人の生活圏へ侵入するクマの個体数を減少させるとともに、人身事故を 0 とする」ことを目標として設定する。

（2）目標達成のための基本的な考え方

生息域の拡大を防ぎ、人の生活圏における人身事故の発生を防ぐため、管理区域においてゾーニング管理を導入し、ゾーンごとに対策を実施する。人の生活圏等でクマの出没が発生した際には、その状況に至った要因を分析し、再発防止に向けた対応を行う。また、問題個体が生じた場合は確実な捕獲を行う。

また、本計画の期間は、今後管理の目的の達成を目指す上で、必要な準備を進める期間としても位置付ける。まず、関東山地地域個体群におけるクマの将来的な広域管理に向けた体制構築を進める。また、都に生息するクマの生息状況を把握するために、継続的に調査を実施する。さらに、問題個体への対応や人との軋轢の予防を行うため、捕獲者の確保を進めることとする。

さらに、個体数推定により一定の個体数が生息していることが確認されたこと、並びに分布域の拡大がみられていることから、狩猟によるクマの捕獲等の禁止を解除する。解除に

あたっては、狩猟者の安全確保の点などから、一定の制限事項を設ける。

なお、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和 8 年度版（環境省 2026d）では、目標個体数の設定に関する記載があるが、都に生息するクマの適正な個体数について議論するには、継続的なモニタリング等による情報が不足している。そのため、本計画では目標個体数は定めず、次期計画改定時以降の設定を目指す。ただし、許可捕獲と狩猟捕獲等を合計した捕獲数の目安を設定することとする。

9. ゾーニング管理に関する事項

（1）ゾーニング設定

1) 各ゾーンの目的及び施策

人とクマのすみ分けを図ることを目的に、都の作成した「ツキノワグマゾーニングガイドライン」に基づき、ゾーニング管理を行う。ゾーニング管理では、①排除エリア、②管理強化エリア、③緩衝地帯、④コア生息地の 4 区分に分類し、各ゾーンの目的に応じた施策等を実施する。

表 2 各ゾーンの目的、定義、施策

ゾーン	目的	定義	個体群管理	被害防除対策	生息環境管理
排除エリア	人身等の被害や経済的損失の防止	市街地や集落、農地等の人の安全や生産活動を最優先させる地域	侵入個体を排除する捕獲（許可捕獲、緊急銃猟）	誘引物管理（生ごみ、果樹等） 農作物・養蜂の防除（電気柵の設置等）	侵入経路となる環境の整備（河畔林や林縁の草刈り等） 耕作放棄地の解消
管理強化エリア	クマの定着及び排除エリアへのクマの侵入の防止	丘陵地や市街地に近い山地等で、積極的に対策（捕獲・生息環境管理・被害防止対策）を実施する地域	定着個体を排除する捕獲（許可捕獲）	誘引物管理（生ごみ、放任果樹等）	排除エリアへの侵入経路となる環境の整備（森林帯、河畔林、林縁） 耕作放棄地の解消
緩衝地帯	人間活動とクマの生息の両立	主に山地等で、コア生息地を除くクマの生息域となる地域	問題個体の捕獲（許可捕獲）	誘引物管理（キャンプ場のゴミ等） 樹皮剥ぎ対策（ネット巻等）	里地里山管理
コア生息地	クマの生息環境の維持を図り、地域個体群の担保をする	クマにとって良好な生息環境を保全する地域（山地）	問題個体の捕獲（許可捕獲）	誘引物管理（キャンプ場のゴミ等） 樹皮剥ぎ対策（ネット巻等）	クマの生息環境維持のための森林整備

※狩猟による捕獲はゾーン区分に関わらず、銃器による狩猟が禁止されていない区域で実施される。

2) ゾーニング管理のスケール

ゾーニング管理は都が設定する広域レベルと、都の協力の下で市町村が設定する集落レベルの2つのスケールで実施する。

①広域レベルのゾーニング

都全体を対象としてコア生息及び緩衝地帯を設定する。また、近年クマの分布域が都市部に向かって拡大している状況を受け、これ以上の分布域拡大を防止するために、広域レベルのゾーニングにおいて「分布のフロントライン」を設定する。フロントライン付近では、クマの分布拡大の防止を図るため、被害防除対策や侵入防止のための環境管理を徹底するほか、人の生活圏やその付近に出没したクマを捕獲等により排除し、市街地へのクマの侵入を防止する。

②集落レベルのゾーニング

都の協力の下で、市町村は集落レベルのゾーニングを行う。集落レベルのゾーニングでは、広域レベルのゾーニングにおけるコア生息地や緩衝地帯の中にある集落等を排除エリアや管理強化エリアとして設定し、人の生活圏へのクマの侵入防止に向けた対策を実施する。集落レベルの排除エリアにおいては、生ごみや果樹等の誘引物管理、農作物や養蜂箱への電気柵等の設置などの対策を実施するほか、クマの侵入経路となりうる河畔林や林縁の草刈り等の環境整備を行うとともに、侵入した個体は捕獲等により速やかに排除する。管理強化エリアでは、排除エリアへの侵入の防止や管理強化エリアへのクマの定着を防止するため、誘引物の管理を徹底するとともに、排除エリアへの侵入経路となりうる環境の整備や、定着防止のための捕獲を実施する。

10. 個体群管理に関する事項

(1) 出没個体の減少

人の生活圏へ侵入するクマの個体数を減少させる。そのため、監視カメラによる撮影個体数などの出没に関する指標を設定し管理を行う。

(2) 捕獲数の目安

本計画では目標個体数は定めないものとする。一般的な自然増加率を目安に捕獲数を管理していく。捕獲数の目安は、許可捕獲と狩猟捕獲等を合計した単年度の捕獲数とする。本計画では、都における最新の推定個体数と一般的な自然増加率(下記参考では環境省(2011)の14.5%を使用)に基づき、捕獲数の目安を設定する。

なお、捕獲数が捕獲数の目安に達した場合であっても、人身被害防止のために必要と認められる場合には、問題個体の捕獲や緊急銃猟を実施できるものとする。

【参考】捕獲数の目安の計算方法

$$\begin{array}{ccccc} 235 \text{ 頭} & \times & 0.145 & = & 34 \text{ 頭} \\ \text{(2025 年度の推定個体数の平均値)} & & \text{(自然増加率)} & & \text{(捕獲数の目安)} \end{array}$$

(3) 狩猟による捕獲

クマは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第二条第八項に定める狩猟鳥獣である。東京都では 2008（平成 20）年 4 月 1 日から 2027（令和 9）年 3 月 31 日までクマの狩猟による捕獲等を禁止していたが、2027（令和 9）年 4 月 1 日よりクマの狩猟による捕獲等の禁止を解除する。狩猟による捕獲は、資源利用の観点に加え、狩猟による圧力によってクマが人に対して忌避する効果や、それに伴う被害の予防的効果、クマの捕獲技術を有した捕獲者の育成と継承をねらいとして、条件付きで実施する。条件は以下のとおりとする。

1) 期間

11 月 15 日から 2 月 15 日まで

2) 狩猟者の制限

地元地域における捕獲技術を有した捕獲者の育成と継承につなげるために、下記の条件を満たす者に限り、狩猟捕獲を許可する。なお、安全管理の観点から、事前講習に参加し承認を受けた者や一定の狩猟経験年数を有する者を対象とする。

- ①狩猟開始前に東京都知事の事前承認（事前講習の参加）を受けた者
- ②狩猟による一定の経験年数を有する者（経験年数は別途定める）

3) 捕獲数の管理

生息数等のモニタリング情報も踏まえ、許可捕獲頭数及び狩猟捕獲頭数等を合計して捕獲数を管理する。

4) その他の制限

捕獲した個体を資源利用する際には、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）を装着し、国内で適法捕獲された個体であることを明確にする。

5) 提出物

都は狩猟者に対して、鳥獣保護管理法第六十六条に基づき出猟報告（出猟カレンダー等）を提出させるほか、以下について提出の協力を求めることができる。

- ①捕獲個体の情報（捕獲場所、日時、雌雄、大きさなど）

②個体サンプル（歯牙など）

（４）錯誤捕獲の防止と対応

クマの生息地において、クマ以外の獣類を捕獲する目的でわな等を設置する場合は、錯誤捕獲が生じないように、わなの設置場所や設置時期、さらに誘引餌の使用について十分に配慮することとする。

１１．生息地の保護・整備に関する事項

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、適切な個体群管理を実施するとともに、ゾーニング管理における「コア生息地」及びコア生息地に近い「緩衝地帯」においては、生息地の保護と整備に留意する。特に、秋季のクマの主要な餌資源に影響する人工林の針葉樹から広葉樹への転換、ナラ枯れの実態把握を促進し、クマを含めた生物多様性の保全に努める。

１２．被害防除対策に関する事項

（１）出没防止の対策

「東京都ツキノワグマ対応マニュアル」に基づき、被害防除対策を実施する。農作物の放置、放棄果樹（カキ、クリ等）、野外活動時（河川敷でのバーベキュー等）の生ゴミの放置といった行為は、人の生活圏にクマを誘引する可能性があることから、これらの誘引物の管理等に関する普及啓発等の対策を実施する。また、農地や養蜂場、管理釣り場等への出没を防止するために、併せて電気柵の設置等を行う。また、被害防止対策の観点では、これらの誘引物となるものに対してクマが執着する前に対応を行うことが重要であることから、目撃情報の収集体制及び目撃情報を活用した対応体制の整備を進める。

さらに、ゾーニング管理における「排除エリア」及び「管理強化エリア」では、人の生活圏への出没ルートになり得る藪、森林、河畔について、見通しの良い状態に管理（間伐、枝打ち等）し、クマが出没しづらい環境を整備する。特に、河川敷に関してはクマの移動経路となり得る可能性が指摘されているため、重点的な管理を行う。

環境整備後は、整備した環境の維持管理を進めるとともに、モニタリングを実施して効果検証を図る。

（２）被害防除体制の整備

人家及び登山道等、クマが人と遭遇する危険がある箇所において、クマの目撃及び痕跡が見られた場合やクマによる人身被害等が生じた場合に備え、「東京都ツキノワグマ対応マニュアル」に基づいた対応を市町村ごとに検討し、平日及び土日祝日の連絡体制を整えた上で、事前に作成する連絡網に従って関係者間で情報を共有する。

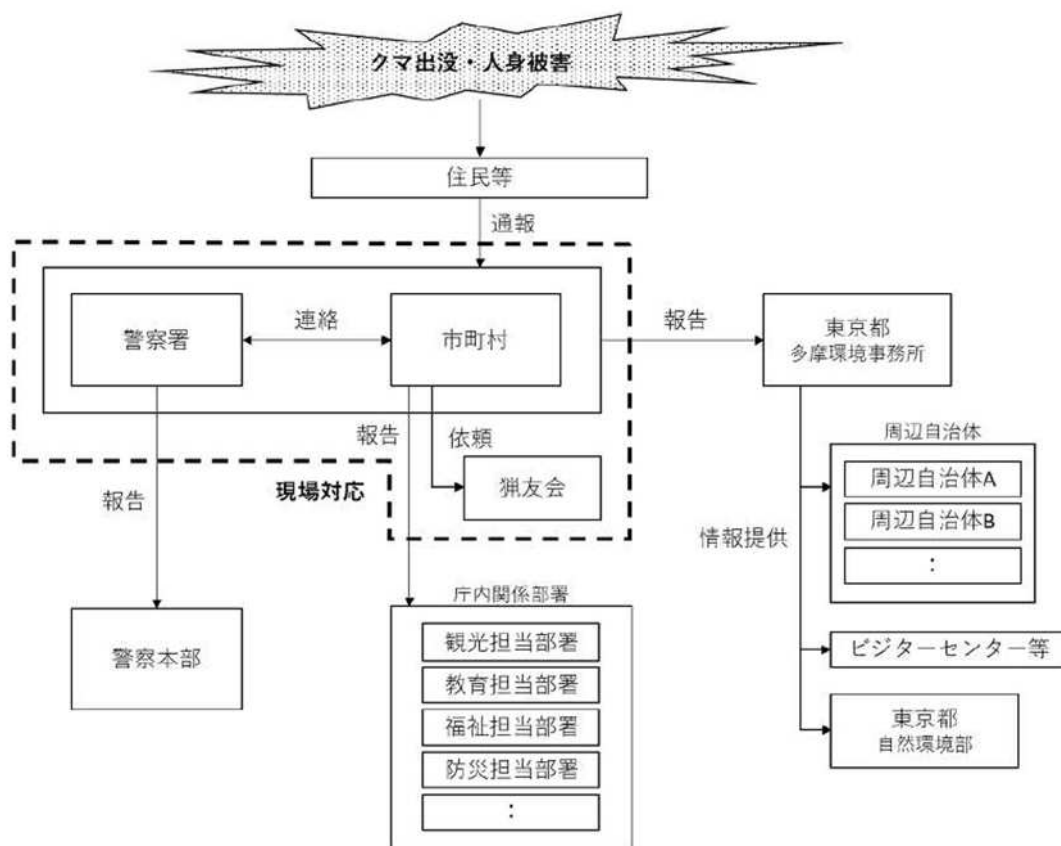


図7 クマ出没時の連絡網（例）

（3）出没情報等の共有

都内のクマの目撃情報については、関係市町村等から収集した情報を整理し公開型 web GIS「東京都ツキノワグマ目撃情報マップ～TOKYO くまっぷ～」において公開し、注意喚起を行う。

1.3. 出没対応に関する事項

実際にクマが出没した際には、出没位置を踏まえた対応が必要である。ゾーニング管理における集落スケールの排除エリア、もしくは管理強化エリアで出没が発生した際には、「東京都ツキノワグマ対応マニュアル」に基づき以下の対応を実施する。

- ・ 注意喚起の徹底
- ・ 誘引物の除去等
- ・ センサーカメラの設置
- ・ 見回り・追払い
- ・ 捕獲

なお、2025（令和7）年に創設された緊急銃猟制度は、2026（令和8）年7月現在、都内

において実施された事例はない。市町村は、実施を想定して「東京都ツキノワグマ対応マニュアル」に基づいた以下の準備を進めることとする。

- ・ 対応体制等の構築
- ・ 緊急銃猟の捕獲実施者の確保
- ・ 実施訓練、研修等の実施
- ・ 備品の確保
- ・ 保険の加入

また、クマによる人身被害が発生した際は、都は区市町村や警視庁をはじめとした関係機関と連携して事故状況や加害個体の情報を収集するとともに、加害個体の遺伝子分析を含めた十分な分析を行う。得られた情報について、関係者への情報共有と注意喚起を行ったうえで、徹底的な再発防止対策を実施する。

14. 広域管理

関東山地地域個体群の東端に位置する都では、地域個体群の安定的な維持と軋轢の防止を目指す上で、広域管理の実施が効果的である。都は、本計画の期間中に、当該個体群に属する県（群馬県、埼玉県、山梨県、長野県）と調整を図る。その上で、国とも連携して関東山地地域個体群における生息状況調査の方法の統一化を図るとともに、当該個体群に固有な自然増加率等の基本データについて取得を進めるよう調整する。広域管理では、各関係機関が、最新の技術動向等を踏まえ、有効な対策法を相互に情報共有することで、対策を推進していくことを想定する。

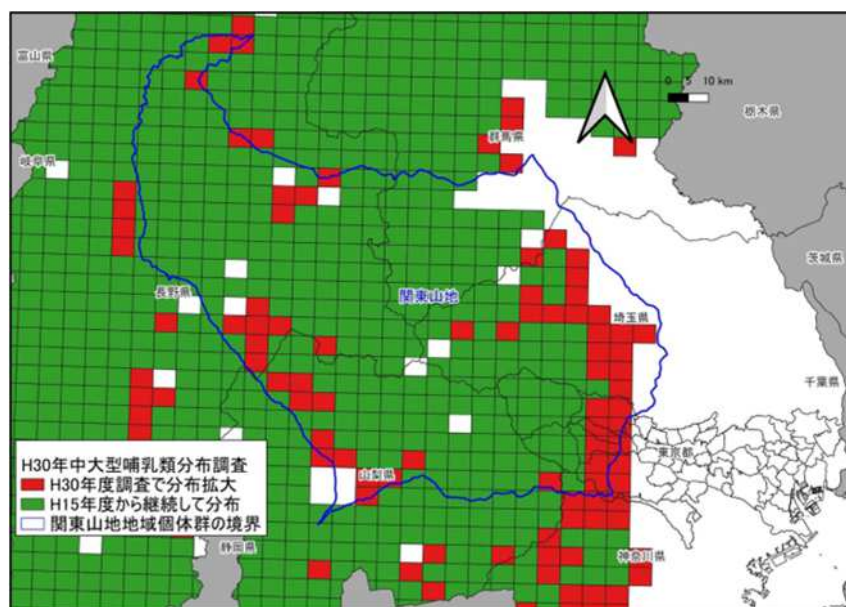


図8 関東山地地域個体群における分布状況

15. その他管理のために必要な事項

(1) 人材の育成及び計画の実施体制整備

都は、クマを含む鳥獣の保護及び管理を進める職員として、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録者数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。配置された職員に対しては、各種計画や計画に基づく事業について、研修の受講機会を与えるように努める。

また、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少していることから、次世代の狩猟者を育成する講習会開催等の取組を進めるほか、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者を含めた体制について検討する。

(2) 普及啓発

都民への普及啓発等（対策グッズ配布、ポスターチラシ SNS、出前授業）により、クマに対する正しい理解の促進、注意喚起、情報発信の強化を図る。

(3) 生態調査や生息モニタリング調査の実施

都においては、狩猟規制の解除による影響を含めたクマの生息状況の変化をより正しく把握することが重要である。そのため都では 5 年に一度程度実施していた個体数推定に関するモニタリングの頻度を増やす。2・3 年に 1 度の頻度でヘアトラップ調査等を実施し、推定個体数を状況把握に努める。また、自動撮影カメラ調査による撮影頻度の把握を毎年度実施して、生息状況の変化を早期に感知し、調査結果を踏まえた順応的管理を実施する。さらに、秋季の出没に影響を及ぼす堅果類の結実状態の調査を広域に毎年度実施する。加えて、有効的な新規技術（例えばドローンや自動撮影カメラ、AI 技術など）の情報収集を継続し、適宜活用を検討する。

16. 実施体制

(1) 計画の実施体制

クマの管理は、次のとおり様々な主体と連携して行う。

①関係局

②専門家会議

③地元市町村

都と連携し、ゾーニング管理、捕獲の実施、住民への周知等を行う。

(2) 国及び関係県との連携国及び関係県との連携

クマの管理を効率的・効果的に進めていくためには、同じ地域個体群に属する隣県との連携が不可欠である。埼玉県、山梨県、群馬県及び長野県と生息状況、捕獲状況等に関する情報交換を行うとともに、生息状況調査の方法の統一化を図る。また、国とも連携を深め、広

域的なクマの管理を進める。

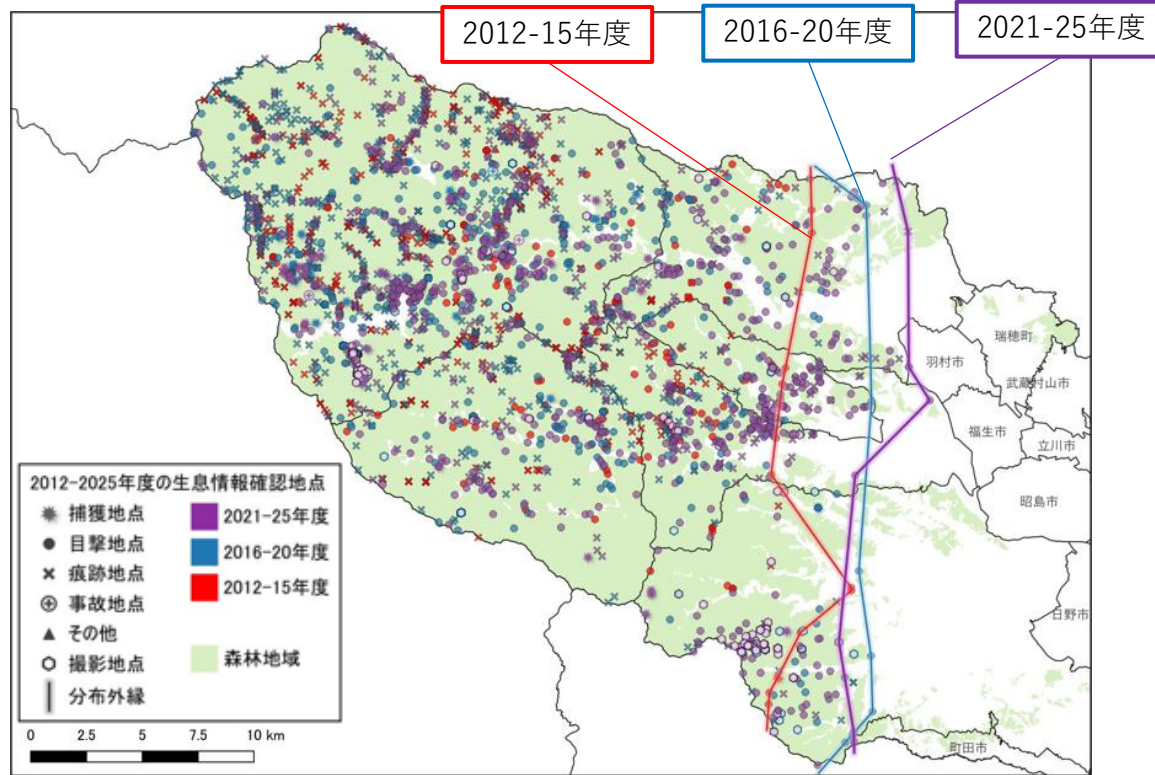
(3) 都民、NPO 等との協働

生息情報の収集や普及啓発については、都民、NPO、企業等の多様な主体との連携及び協働を進める。

17. 引用文献

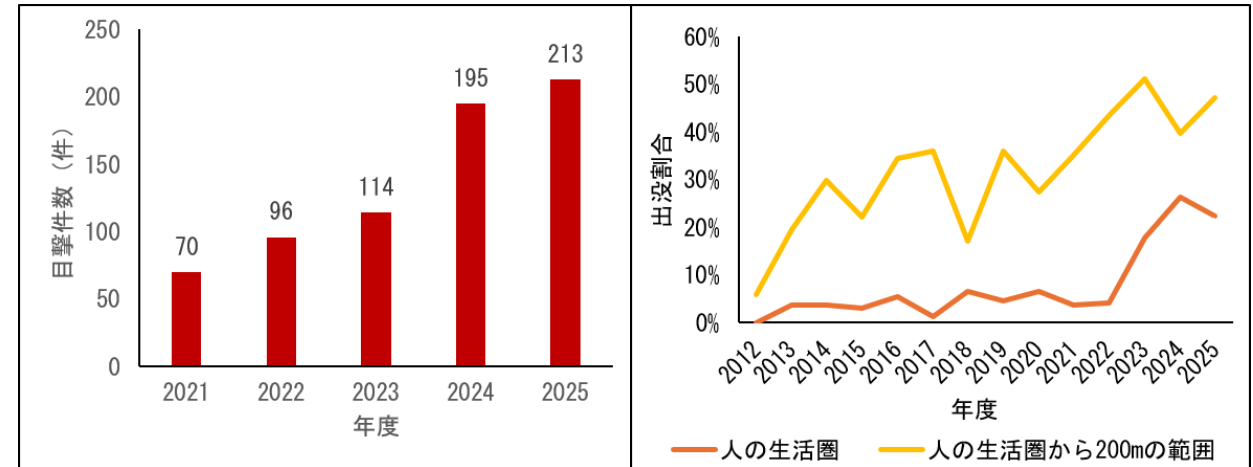
- 環境省. 2017. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成 28 年度）.
- 環境省. 2020. レッドリスト 2020.
- 環境省. 2026a. クマ類の捕獲数（許可捕獲数）について [速報値].
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/capture-qe.pdf> (2026 年 8 月 4 日閲覧).
- 環境省. 2026b. クマ類の出没情報について [速報値].
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/syutubotu.pdf> (2026 年 8 月 4 日閲覧).
- 環境省. 2026c. クマ類による人身被害について [速報値].
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/injury-qe.pdf> (2026 年 8 月 4 日閲覧).
- 環境省. 2016d. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・令和 8 年度版）.
- 環境省自然環境局生物多様性センター. 2011. 平成 22 年度自然環境保全基礎調査 特定哺乳類生息状況調査及び調査体制構築検討業務 報告書.
- 環境省自然環境局生物多様性センター. 2019. 平成 30 年度（2018 年度）中大型哺乳類分布調査 調査報告書 クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）・カモシカ.
- 中島春樹 (2007) ツキノワグマの大量出没と堅果の豊凶モニタリング. 森林科学 51: 64-65.
- 東京都. 2022. 第 13 次東京都鳥獣保護管理事業計画.
- 東京都. 2023. 東京都生物多様性地域戦略.
- 東京都. 2025. 東京都ツキノワグマ対応マニュアル.
- 東京都. 2026. 令和 7 年度ツキノワグマゾーニング等調査委託.
- 東京都. 2023. 東京都レッドデータブック 2023 - 東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版 -.
- 東京都. 2025. 令和 6 年度ツキノワグマ生息状況等調査委託.
- 東京都. 2026. 令和 7 年度ツキノワグマ生息状況等調査委託.

1 東京都における生息状況



期間別の生息情報の確認地点

出典：令和7年度ツキノワグマ生息状況等調査委託業務報告書

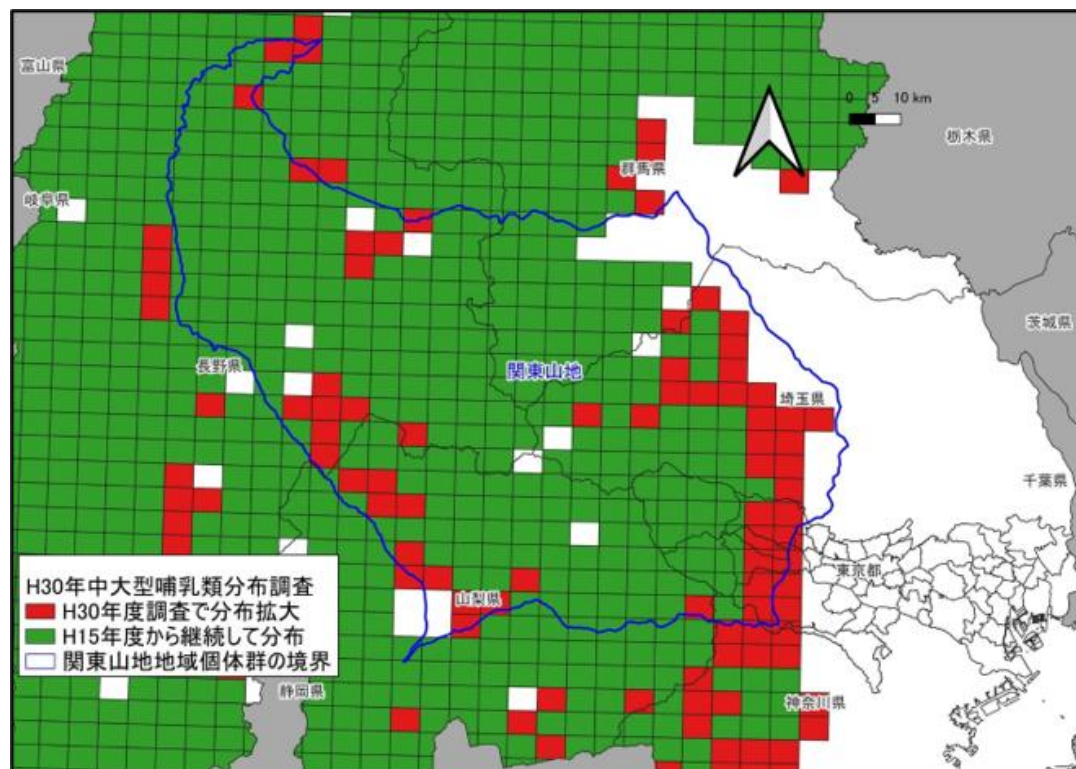


年度別の目撃件数（左図）と 人の生活圏内における出没割合（右図）

出典：令和7年度ツキノワグマ生息状況等調査委託業務報告書

- 分布域が拡大し、東京都西部の森林域のほぼ全域で生息情報が確認されている。
- 目撃数が増加し、人の生活圏付近への出没割合が上昇している。
- 2025（令和7）年の生息数は120-378頭（95%信頼区間、平均値235頭）と推定。

2 関東山地地域個体群の生息状況



関東山地地域個体群における分布状況

出典：令和7年度ツキノワグマ生息状況等調査委託業務報告書

- 東京都のクマの分布域は、関東山地地域個体群の東端に位置している。
- 平成30年の分布調査以降、関東山地地域個体群で、統一した手法による生息状況の把握や保護管理は行われていない。
- 今後、統一的な手法で生息状況調査等を行っていく必要がある。

➤ 捕獲数の目安を設定

- 本計画では目標個体数は定めず、継続的なモニタリングによる生息情報等の蓄積をまって設定を検討する。
- 許可捕獲と狩猟捕獲等を合計して捕獲数を管理する。

【参考】 捕獲数の目安の計算

$$\begin{array}{ccccc} 235\text{頭} & \times & 0.145 & = & 34\text{頭} \\ \text{(2025年度の推定個体数の平均値)} & & \text{(自然増加率)} & & \text{(捕獲数の目安)} \end{array}$$

出典：令和7年度ツキノワグマ
生息状況等調査委託業務報告書

出典：平成22年度 特定哺乳類生息状況
調査及び調査体制構築検討業務

➤ 狩猟の解禁（→後ほど詳細に解説）

都では、狩猟解禁による影響を含めたクマの生息状況の変化をより正しく把握することが重要であることを踏まえ、下記の調査を実施する。

➤ ヘアトラップ調査

→ 個体数推定を目的として実施。

→ これまでよりも頻度を増やし、2-3年に1度の頻度で実施。

➤ 自動撮影カメラ調査

→ 撮影頻度の把握を目的として実施。

→ 毎年度実施。

→ 調査結果を踏まえ、順応的管理を実施。

➤ 堅果類の豊凶調査

→ 広域に毎年度実施。

→ 秋季のクマ出没の予測に活用。

広域連携を進めるにあたり、2026年度中に当該個体群に属する県（群馬県、埼玉県、山梨県、長野県）や環境省と調整を図る。

計画期間においては、以下の方針のもと広域連携を進める。

- 関係県や環境省と連携し、生息状況調査の方法の統一を図ることを調整する。
- 当該個体群に固有な自然増加率等の基本データについて取得を進める。
- 広域管理では、各関係機関が、最新の技術動向等を踏まえ、有効な対策法を相互に情報共有することで、対策を推進していくことを想定。

【現状】

- 保護の必要性が高い種として2007（平成19）年度に狩猟の自粛を要請。
- 2008（平成20）年度から現在まで、狩猟禁止鳥獣に指定し、狩猟による捕獲を禁止。

【本計画】

- 一定の個体数が生息していることが確認され、分布域の拡大がみられてることから、狩猟によるクマの捕獲禁止の制限を解除。
- 解除にあたっては、狩猟者の安全確保の点などから、一定の制限事項を設ける。

(1) 期間

11月15日から2月15日まで

* 参考資料2-3により検討

(2) 狩猟者の制限

地元地域における捕獲技術を有した捕獲者の育成と継承、安全管理の観点から、以下の者を対象とする。

- ①狩猟開始前に東京都知事の事前承認（事前講習の参加）を受けた者
- ②狩猟による一定の経験年数を有する者（経験年数は別途定める）

(3) 捕獲数の管理

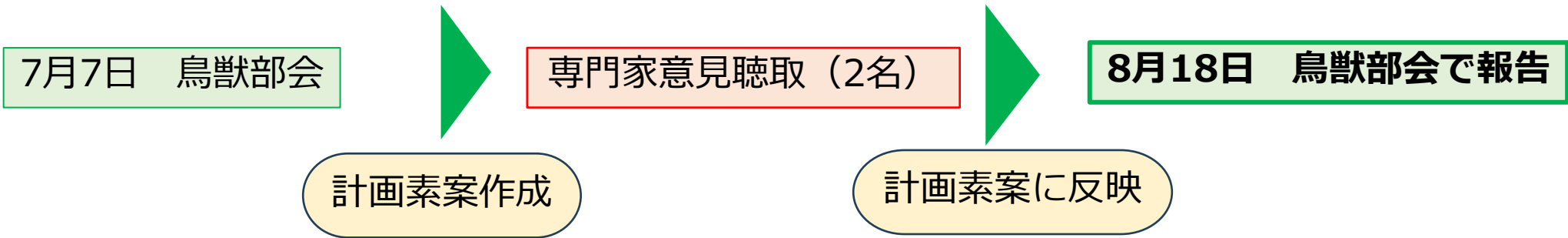
- ・ 生息数等のモニタリング情報も踏まえ、許可捕獲及び狩猟捕獲等を合計して捕獲数を管理する。

(4) 提出物等

- ・ 出猟報告のほか、個体情報と個体サンプルの提出の協力を求める。
（事前講習を受講した計画的な狩猟へのインセンティブを設置）

1 意見聴取

○ 計画策定に当たり素案について 2 名のクマの専門家への意見聴取を実施



○ 意見聴取したクマの専門家

所 属	役 職	氏 名	専 門
東京農工大学大学院農学研究院	教授	小池 伸介	哺乳類学、生態学、森林学
島根県中山間地域研究センター	鳥獣対策科科长	澤田 誠吾	野生動物保護管理、獣害対策

2 意見聴取結果（1/2）

項 目	小池氏	澤田氏	対 応
管理目標	・ 人間の活動域での人身事故ゼロ、人間の活動域での出没件数の抑制、農林業被害の低減などを指標とする方が適切		・ 「人の生活圏へ侵入するクマの個体数を減少させるとともに、人身事故を0とする」ことを目標として設定しました。
個体数管理	・ 狩猟頭数の上限設定について、当面は少数から開始するの方が良い。	・ 捕獲目標や上限値の表現方法については、幅を持たせた表現や暫定値として計画に盛り込み、数字が一人歩きしないようにしたほうが良い。	・ 目標個体数は定めないものの、捕獲上限数の目安を設定し個体群管理を行います。
狩猟安全管理	・ 講習受講者など一定の条件を満たした狩猟者に限定して段階的に解禁をすべき。	・ 安全管理も含めて数回の講習が必要と考える。	・ 安全を確保し技量を維持する観点から、狩猟開始前に講習受講等を条件とします。
狩猟制限		・ 狩猟期間の制限、捕獲頭数の制限など個体群管理とセットで検討していく必要がある。	・ 狩猟期間や捕獲数等の制限を設定しました。また、捕獲個体のサンプル等提出物の協力を求めます。
情報収集体制		・ 農林作物被害（自家用果樹を含む）、生活被害等について、クマが執着する前に被害対応をする必要がある。被害対応が後手にならないように目撃情報を踏まえた情報収集体制を構築することが重要。	・ 目撃情報を踏まえた情報収集体制の構築を検討していきます。

2 意見聴取結果（2/2）

項 目	小池氏	澤田氏	対 応
広域管理		・ 早期の関東山地個体群の広域管理が必要 ・ 環境省の主導のもと都県の広域管理の協議を進めてもらいたい	・ 広域管理に向け隣県との連携を段階的に強化していきます。 ・ 環境省、関係県と調整・検討を進めていきます。
人材育成	・ 将来的には猟友会の依存を減らし、東京都が直接管理できる捕獲従事者を育成・雇用する体制が必要になる。 ・ 行政機関にも長期的には、専門知識を有した職員を配置していくことを、今から検討したほうがいい。		・ 捕獲従事者の育成や専門知識を有した職員の育成・配置等を検討していきます。
モニタリング	・ 狩猟や有害捕獲によって得られた個体について、生体情報を体系的に収集する仕組みの整備が不可欠である。 ・ カメラの設置について、まんべんなく設置すればヘアトラップ調査を補完する有効な手法だと評価した。	・ 管理計画にはモニタリング体制を明記し、科学的なデータ収集の方針を明確に示す必要がある。 ・ 有害捕獲や狩猟等で捕獲された個体の性別・体重・年齢・繁殖履歴等の情報を体系的に収集する仕組みが必要である。	・ 狩猟規制の解除による影響を含めたクマの生息状況の変化をより正しく把握することが重要であるため、定期的な生息状況調査実施し、推定個体数の把握に努めす。また、自動撮影カメラを用いた撮影頻度の把握を実施して、調査結果を踏まえた順応的管理を実施します。 ・ 捕獲個体のサンプル提出の協力を求めることとします。